# 江戸川区立鹿骨東小学校いじめ防止基本方針

本校では、平成25年9月28日に施行された法律「いじめ防止対策推進法」及び、同年10月11日に文部科学大臣より定められた「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、「江戸川区立鹿骨東小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

# I いじめ防止に向けた本校の考え方

# 1 いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

# 2 策定の目的

本校のいじめの防止及び解決を図るために必要な基本事項を示して、教職員・児童・保護者・地域が連携しながら児童の健全育成を図り、学校に「いじめをしない、許さない、見過ごさない」という雰囲気を醸成し、いじめのない学校を実現することを目的とする。

# 3 本校の基本姿勢

- (1) いじめはどの学校でも起こりうることを教職員が強く意識して、絶対に許さないという強い信念をもって指導にあたる。
- (2) 成就感・達成感の味わえる教育活動を心がけ、児童の自己有用感を高め、自尊感情を育む。
- (3) 児童の発達段階に応じたいじめに関する授業や取り組みを行い、いじめのない学校を児童自身が形成していくことができるように指導・支援をする。
- (4) 児童が安心して学習活動に取り組めるように、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に努める。
- (5) いじめに関する研修会を行い、いじめに関する教職員の理解を深める。
- (6) いじめを受けている児童を教職員が守り抜くことを表明し、組織的な対応を展開する。
- (7) 保護者・地域・関係諸機関との連携、定期的な児童へのアンケート・カウンセリングの実施等を通して、関係する人々と情報を共有しながら指導にあたる。

# Ⅱ 具体的な取り組み

# 1 未然防止に関する取り組み

- (1) いじめ防止対策推進法の周知
  - ・学校だより、生活指導だより、ホームページを活用して、児童・保護者に周知する。
- (2) 心の教育
- ・差別的な発言、人を傷つける発言、体罰がいじめを助長すると認識し、教職員は厳に慎む。
- ・いじめや生命尊重を題材にした授業を、児童の発達段階に応じた方法で年3回以上実施する。
- ・すべての児童に活躍の場を設けること、努力したことを賞賛することを心がけ、児童の自己有 用感や自尊感情を育む指導を行う。
- (3) 特別活動の活性化
  - ・たてわり班活動や児童集会等を通して、児童同士が学年を超えて仲良くすることに重点をおいた特別活動を行う。
- (4) 学習環境の整備
  - ・授業規律、鹿骨東小のきまり等を守らせ、教室環境を整え、ルールを守る意識を育む。

# 2 早期発見に関する取り組み

- (1) いじめに関する校内研修会
  - ・生活指導部を中心に校内研修会を企画し、いじめ防止の研修を実施する。
- (2) スクールカウンセラーの活用
  - ・1 学期中に5年生を中心に全員面接を実施する。
  - ・授業観察、休み時間、昼食時間に児童観察を行い、いじめの実態を把握する。
  - ・児童用のカウンセラー相談申込書を用意し、常時申し込みができるようにする。
  - ・エンカレッジルームを適切に設置し、児童が相談できる体制を整える。
  - ・いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童と面談を行い、心身的なケアを行う。
- (3) 保護者、地域への意識啓発
  - ・保護者会等でいじめの防止・対応に関する方針を示し、保護者や地域にいじめに対する意識啓 発と協力を要請していく。

## 3 対応に関する取り組み

- (1) いじめを受けている児童の安全の確保
  - ・いじめを受けた児童、それを知らせてきた児童は、徹底して教職員が守り通すこと、秘密を守ることを表明する。
  - ・全校教職員に即時に報告し、大人が見守る体制を速やかにとる。
- (2) 迅速な対処
  - ・担任が一人で抱え込まないように、いじめが発生したときは学校で協力して指導にあたる。
  - ・いじめの聴き取りや保護者対応の際に、担任の他に、学年主任・生活指導主任・副校長等、必要と思われる人材が同席して組織的に対処する。
  - ・いじめの加害者、被害者の保護者それぞれに、いじめの事実と対応の方針を速やかに報告し、 解消のための協力を要請していく。
  - ・いじめの加害者にその責任の重さを自覚させ、二度と繰り返させないように指導する。
  - ・犯罪行為と認められるときは、速やかに警察へ連絡し、相談しながら対処する。
- (3) アフターケア
  - ・家庭事情、人間関係の改善を含めた抜本的な解決がなされるように、いじめを起こした背景に目を向けた継続的な助言を児童に対して行う。
- (4) 関係機関との連絡
  - ・区内の子ども支援センター、教育相談室と連携して対応にあたる。

# Ⅲ いじめ防止のための校内組織

#### 1 生活指導部会

- (1) 部会
  - ・月1回の生活指導部会時に、児童の情報交換及びいじめの防止策の検討を行い、共通認識をもって組織的な対応ができるようにする。
- (2) 職員朝会
  - ・週1回の生活指導朝会時に、いじめに関する情報交換をする。

#### 2 いじめ防止対策委員会

- (1) 設置
  - ・いじめ防止対策推進法第22条に基づき、「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- (2) 構成
  - ・校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー
  - ・事案の状況により、関係する教職員を加える。
  - ・必要に応じて、専門家の参加を求める。

#### (3) 役割

- ・年2回開催する。
- ・いじめの未然防止、早期発見の対策を企画・推進する。
- ・いじめが発生したとき、中核となり情報収集、対応策の検討、記録、対応の役割分担を担う。
- 年間計画の作成、検証を行う。

#### Ⅳ 年間計画

時期	いじめ防止対策委員会	生活指導部	担任
4月	組織作り		週1回・職員朝会
5月	児童へのカウンセリング	月1回・生活指導部会	「いじめに関する
6月	いじめ・体罰・不登校の全校調査	「児童の情報交換といじ	情報交換」
11月	いじめ・体罰・不登校の全校調査	めの防止策の検討」	年3回・道徳授業
2月	いじめ・体罰・不登校の全校調査		「生命尊重・友情
3月	評価・来年度年間計画作成		等を考える」

# Ⅴ 重大事態への対処

# 1 重大事態の定義(いじめ防止対策推進法28条)

「重大事態」とは、「児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。

- ・「重大な被害」とは、例えば、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、 金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発生した場合」等が想定される。
- ・「相当な期間」とは、年間30日を目安としている。
- ・児童や保護者から重大事態に至ったと申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの 結果ではない」「重大事態とは言えない」と考えていても、重大事態と捉える必要がある。

#### 2 発生時の報告

学校は、いじめを基因とする重大事態が発生したときは、直ちにその旨を教育委員会に報告する。また、教育委員会を通じて区長に報告する。

# 3 調査の実施

学校は、いじめを基因とする重大事態が発生したときは、校内に設置する組織のもとに、当該 重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査を実施する。

- ・実施主旨…児童や保護者に対する説明責任と、重大事態の再発防止のために行う。
- ・実施体制…教育委員会と学校が協力して調査にあたる。
- ・実施内容…重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から、どのような様子であったか、背景事情としてどのようなことがあるか、どのような対応をとったかを調査 し、明確にする。

## 4 区長による再調査の実施

重大事態の報告を受けた区長が必要と認めるときは再調査を受ける。

#### 5 調査結果の報告

- (1)調査結果は、教育委員会を通じて区長に報告する。
- (2)いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適宜、 適切に報告する。

### VI その他

「江戸川区立鹿骨東小学校いじめ防止基本方針」は必要に応じて、改訂を行い、改めて公表する。